

平成30年第5回六戸町議会定例会会議録（第3号）

平成30年12月11日（火）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	吉田英輔	産業課長	高橋宏典
町民課長	小林章	福祉課長	舘泰之
建設下水道課長	外山昌彦	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	川原徹	教育委員会 教育会長	瀧口孝之
教育課長	長谷智	農業委員会 会長	金淵盛一
農業委員会 農事務局長	高橋宏典	選挙管理 委員会委員長	四木豊美
選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦	代表監査委員	吉田透
監査委員 事務局 局長	高橋寿典		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 高橋 寿典
総括主査 井川 静香

事務局次長 松橋 紀幸

議事日程

- 日程第 1 諸報告
- 日程第 2 議案第 6 1 号 十和田地域広域事務組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 6 2 号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する
条例案
- 日程第 4 議案第 6 3 号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案
- 日程第 5 議案第 6 4 号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第 6 5 号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第 6 6 号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第 6 7 号 六戸町霊園事業基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度六戸町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 0 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度六戸町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

5 番 高 坂 茂

6 番 下 田 敏 美

会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121項第1条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 議案第61号 十和田地域広域事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第61号 十和田地域広域事務組合規約の変更についてご説明いたします。

議案書1ページから4ページとなります。補足資料1ページもご参照願います。

本案は、当該組合規約の変更について、議会の議決を要するため提案するものでございます。

主な変更の内容は、地方自治法の改正により、十和田市が議員選出監査委員を廃止したことにより、当該組合の監査委員を従来の議員からの選出に変えて、識見を有する者から選出できるよう規約を変更するものです。あわせて、代表監査委員と任期を定めるものでございます。

附則は、施行期日と経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第61号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 十和田地域広域事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 議案第62号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（吉田英輔君）

議案第62号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例案についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本案は、地域再生法に基づく地方活力向上地域内において、本社機能の移転等を行う事業者に対し、固定資産税に係る不均一課税の措置を講ずるため、条例を制定するものであります。

6ページをお開きください。

条文の内容についてご説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めたものであります。

第2条は、不均一課税を定めたもので、平成32年3月31日までに県知事より特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が、その認定を受けた日から2年以内に特定業務施設を新增設した場合における固定資産税について不均一の課税をするものであります。

第3条は、不均一課税の期間及び税率を定めたもので、不均一課税の期間は3カ年度とし、不均一課税の税率は、次のページの表をごらんください。

法第17条の2第1項第1号に掲げる事業、これは東京23区にある本社機能に移転する事業でございますが、固定資産税の税率が「100分の1.4」のところ、1年度目は「100分の0.14」、2年度目は「100分の0.35」、3年度目は「100分の0.7」とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業、これは地方にある本社機能を拡充する事業でございますが、1年度目は「100分の0.14」、2年度目は「100分の0.467」、3年度目は「100分の0.933」と定めたものであります。

第4条は、不均一課税の申請及び決定の手続きについて定めたものとあります。

第5条は、第1号及び第2号に該当した場合の不均一課税の取り消しを定めたものであります。

第6条は、規則への委任を定めたものであります。

附則は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第62号の説明といたします。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第62号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。
よって、議案第62号 六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例案については、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第4 議案第63号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第63号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書10ページ、11ページになります。補足資料2ページもご参照願います。

第1条の改正は、平成30年12月支給の期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

第2条の改正は、平成31年度の支給割合を6月、12月ともそれぞれ「100分の160」に改めるものであります。

附則として、施行日、適用日等を定めたものでございます。

以上で議案第63号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

それでは、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（発言する声あり）

議 長（円子徳通君）

ただいま、7番、川村議員から討論省略することに異議ありとの発言がありましたので、これから討論を行います。

まず、原案に対し反対者の発言を許します。

7番、川村重光君。

7 番（川村重光君）

私は、前々から議員の期末手当改正については、町民の意見が反映されていない点、また、議員は非常勤であるという点から、果たして一般職と同じく青森県人事委員会の考えに沿うことが妥当なものか疑問を感じております。

なお、今回の改正は4年連続の上げとなります。月額報酬の4カ月ぐらい、六戸町の一般の会社で、4カ月のボーナスを支給する会社は少ないのではないかなと私は考えております。

さらに、冒頭に町長が述べましたとおり、厳しい財政見通しの中でインフラの老朽化、加速する少子高齢化などの課題を解決していかなければなりません。さまざまな形で町民に大きな負担が課せられてまいります。将来を担う子供たちや増加する高齢者など、なすべきことがたくさんあります。そのような施策にこそ、貴重な予算を優先して仕向けていただきたいものと考えております。しかしながら、諸事情があることは私も重々理解しております。しかし、曖昧な判断で議員が採決に加わることはできません。

私は、よって、この議案には反対いたします。つけ加えまして、願わくばこの議案は、議員提案でありたいものだと考えております。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ほかに反対者の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

反対者、賛成者の発言がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第63号の採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長（円子徳通君）

ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第63号 六戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第64号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

議案第64号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書12ページから14ページとなります。補足資料3ページもご参照願います。

第1条の改正は、平成30年12月支給の期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

第2条の改正は、平成31年度の支給割合を6月、12月ともそれぞれ「100分の160」に改めるものであります。

附則として、施行日、適用日等を定めたものでございます。

以上で議案第64号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 六戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第65号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (川村星彦君)

議案第65号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書15ページから33ページとなります。補足資料の4ページから26ページもご参照願います。

主な変更は、まず、第1条で6行目、第16条第1項では、宿日直手当4,200円を4,400円に、6,300円を6,600円に改正するものでございます。

8行目第21条以降では、勤勉手当について、平成30年12月の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

17ページから31ページ、別表第1から別表第3では給料の額について、20代から30代前半では月額1,000円程度、その他の年齢層については400円程度引き上げるものでございます。

平成30年4月1日から適用するものでございます。

32ページの第2条の改正は、平成31年度6月と12月の勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

附則では、施行期日、適用日、内払いを定めるものであります。

以上で議案第65号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第66号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (円子富浩君)

それでは、議案書の34ページ、35ページになります。

議案第66号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

本議案は、霊園事業特別会計を廃止することに伴い、条文の整理を行い、改正するものでございます。

29ページをごらんください。申し訳ありません、説明資料の34ページです。あわせて、説明補足資料の27ページの新旧対照表もごらんいただきます。

今回の補正は、第2条中、第8号の霊園事業を削るものでございます。また、削除項目として残してありました第2号、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、第9号を第6号とするもので、6つの特別会計を第1号から第6号として整理し直すものであります。

附則は、施行期日と廃止する霊園事業特別会計の経過措置を規定したものであります。

以上で議案第66号の説明を終わります。

議 長 (円子徳通君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8 番。

8 番（河野 豊君）

この霊園事業につきましては、ちょうど私が議員になるあたりで、町長ともいろいろ話し合いをさせていただきました。非常に思い出がある議案だと思っております。この特別会計がなくなって、一般会計に移るといふことの説明を受けておりますけれども、これはこれなりにその成果が出たのかなと思っております。

ただ、時代が変わり、人々の思いというんですか、お墓についての考え方というのが非常に、皆さんもご承知のとおり変わってきております。一つには、お墓自体を持ちたくないという思いというんですか、そういう人たちが非常にふえているという世論調査もあっております。といいますのも、いわゆるお墓を、要は持っても守っていけないという、守っていく自信がないというんですか、そういう社会状況があるのだと思っております。

そういうことで、せっかく墓地公園というのを六戸町ではつくっているんですけども、今後においてどういうふうな方向で進んでいかれようとしているものなのか、はたまた霊園事業についてはこれで終わりだよというものなのか、その辺のところを町長から少しお話をいただきたいなと思っております。

議長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

まず、企画財政課のほうから霊園事業特別会計を廃止した理由を簡単にご説明いたします。

全体事業としては、かなりの広さのある整備事業となっておりますが、第1期工事として、その一部を霊園設置として工事をいたしました。その際に、大きな起債をして、あそこを設置しております。事業費の中で、その起債の償還に占める割合がほとんどの事業となっている状況でございます。それがことしをもって、その起債の償還が完了いたしますので、霊園事業の会計の予算規模がかなり少なくなる関係で、霊園事業をなくすわけではございません。その事業を今度は一般会計のほうへ移行させて事業を継続する、特別会計のほうも予

算規模が小さいので、一旦廃止させていただくという経緯でございます。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

町民課長。

町民課長（小林 章君）

昨年度、町営墓地の運営検討委員会というものを立ち上げました。その中で、委員は小松ケ丘の区長とか町の担当課長となりますけれども、その中で今後、小松ケ丘の霊園をどうするかというふうなものも検討しています。

今現在対象としている人は町内に住んでいる人で、町外に住んでいる人も対象にしたほうがいいのかどうか、さらに、使用料も改定したほうがいいんじゃないかというふうな検討もしております。ただ、現状では、お墓に対するニーズがまだ低いので、ちょっと今のところは、今の制度の中でもう少し様子を見ましょうということにしております。ただ、今後、例えばお墓に対するニーズが増してくるとか、状況が変わってきたときに、また改めてどうするかというものを検討していきたいというふうにしております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

8番、河野君。

8 番（河野 豊君）

今後についてはまだ検討委員会でやっていますけれども、そこまでは出ていないということですが、テレビだとかいろいろ墓地に関して報道していますけれども、最近のニーズとしては合同墓地というんですか、いわゆるお墓ではなくて集合墓地というんですか、墓地と言わないで、あれ何ていうんですかね、そういう形のもののニーズが非常に多いと。

六戸町でも、小松ケ丘は非常に今人口がふえていますけれども、墓地は要らないけれども、そういう要は集合で遺骨を納めたりする場所については、やっぱり皆さん欲しいと思うんですよね。ですから、検討委員会のほうでもう少しいろいろ検討させていただいて、人は必ずどこかで死ぬわけですから、死んだときにやっぱりお墓を求めるものなのか、そういう集合し

て遺骨を納める、そういうものが求めるものなのか、今現在はどっちかというところとやっぱりそっちのほうに求めている要素が大きいと思うんですね。ですから、せっかく用地もあり、場所も非常にいい場所はあるわけですから、やっぱりそのニーズをもう少し丁寧に調査していただいて、そういうものに答えるような形で進めていただければなと思っております。今後についてもうちちょっと詳しく考えがあれば、お願いいたします。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、ただいまご質問いただいた墓地等にかかわる意識というのは、大きく変わってきているというふうには私も思っております。

しかし、こういう形がベストであるというものを通常の商売ですとか、そういうものと違って、これも定めにくいものだというふうに思っております。六戸としても、今、こういうふうにいつか貸すような形のものがあるというのはありますけれども、私ども霊園事業をやっているわけじゃない、霊園というのは事業上でやっているわけじゃないものですから、商売上ですね。

やはり、周辺の市営墓地であったり、皆さんお墓の事情というのは、変化というものは共通だと思うんですよ。ですから、それらの流れの中で公の公営墓地がどのような対応をしていくのがいいのかというのは、周辺の状況等を見ながらやっていくべきではないかと。結構消極的な言い方で恐縮なんですけれども、これはあるアイデアを出して前へ進めば、それがよしというふうにもまたならないものだなというふうに思っておりますので、周辺の状況等を見ながら時代に合うようなものとして、住民にとって本当にそれが必要かどうかを確認しながら、検討委員会を含め議論しながら将来に対応していくのがいいのではないのかなというふうに思っておりますので、ご理解いただければなというふうに思います。

議長 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 六戸町特別会計設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第67号 六戸町霊園事業基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

議案第67号 六戸町霊園事業基金条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書36ページからになります。あわせて、別冊補足資料27ページの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、六戸町霊園事業特別会計を廃止することに伴い、積立金等の会計処理を変更するため、第2条中、霊園事業特別会計を一般会計に改正するものであります。

附則は、施行期日を平成31年4月1日からとするものであります。

以上で議案第67号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 六戸町霊園事業基金条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第68号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の38ページからになります。

議案第68号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

本補正予算は、第1条は、歳入歳出それぞれ8,201万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億1,762万8,000円とするものであり、歳入歳出予算の補正の款項の区分と金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正のとおりとするものであります。

第2条は、債務負担行為の補正を規定するものです。

43ページの第2表をごらんください。

第2表債務負担行為補正になります。六戸町総合体育館トレーニング機器賃貸借、期間、平成31年度から平成37年度まで、限度額2,088万4,000円としております。

38ページに戻ります。

第3条は、地方債の変更を規定するものです。

44ページの第3表をごらんください。

第3表地方債補正になります。今回の補正は、農業農村事業債及び道路事業債について、事業費との関連において借り入れの限度額を減じる変更でございます。

それでは、補正の主な内容について事項別明細書によりご説明いたします。

最初に、歳入の主な内容について説明いたします。

3ページからになります。

補正のほとんどは、金額の確定や見通し額の精査による補正となっております。

4ページをごらんいただきます。上段になります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の交付額確定により6,175万6,000円の減額補正。

同じく5目総務費国庫補助金では、補助額の確定により、社会保障・税番号制度システム整備補助金391万円を追加計上しました。

続きまして、5ページの上段になります。

15款県支出金、3項委託金、2目農林水産業費委託金には、集落基盤整備事業費委託金400万円を追加計上。

その下、17款寄附金では、一般寄附として2名の方から合わせて200万円の寄附があったことから、不足199万9,000円を増額計上。

6ページになります。

21款町債については、各種事業の事業費との関連において起債額が確定したものについて、それぞれ補正計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

7ページからになります。

歳出につきましては、款項目にわたり、人件費、物件費、補助費、扶助費等各費目の確定や執行見込み額の精査により補正計上し、あわせて財源調整をしております。

人件費につきましては、主に青森県人事委員会勧告と精査による補正であり、詳細につきましては、21ページからの給与費明細書に示してございます。

また、物件費におきましては、燃料費高騰を受けまして3月までの支出見込みを精査し、需用費において必要額を増額計上しております。

それでは、歳出の主な補正内容について説明させていただきます。

まず、8ページの2款総務費、1項総務管理費の5目財産管理費になりますが、一般寄附が2件で200万円をいただいたことから、寄附者の意向を伺った上で、100万円はふるさと基金積立へ、100万円は奨学資金貸付基金繰り出しへ増額計上しております。

同じく7目企画費では、補助金に定住促進新築住宅建設補助事業費に1,733万円を追加計上。

同じく9目町民バス運行費では、11節需用費に燃料費のほか、修繕料に121万2,000円を増額計上しました。

10ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、額の確定により19節負担金に後期高齢者医療広域連合への負担金151万円、その下、23節には臨時福祉給付金給付事業費等補助金返還金101万円を増額計上しております。

11ページの上段、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、20節扶助費において、制度改正により子ども医療費助成の対象者が乳幼児医療費給付のほうへ移行する

こととなり、293万6,000円の減額補正。この減額分がその下、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費の20節扶助費、乳幼児医療費給付に同額の増額計上となります。

12ページ、6款農林水産業費、1項農業費になります。中段の3目農業振興費では、19節補助金に、にんにくウイルスフリー種子購入助成事業に72万5,000円を増額計上。

同じく5目農地費では、19節負担金に、事業費の確定により、農地整備事業負担金551万2,000円を減額計上。

13ページに移って、22節に電柱移転補償費400万円を追加計上しております。

15ページになります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費では、15節工事請負費に町道維持補修工事費300万円を増額計上。

同じく3目道路新設改良費では、補助事業費の確定により、15節工事請負費が1億583万5,000円の減額計上となります。

19ページ、下段になります。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費では、15節工事請負費に、平成29年7月の大雨により被災した沖山岡沼線道路改良工事費800万円を追加計上しました。

以上で議案第68号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

6番。

6番（下田敏美君）

予算書15ページ、8款2項3目15節、工事請負費ですが、1億583万5,000円の詳細をお聞きしたいと思います。

議長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この事業費、工事費の減額については、国の社会資本整備総合交付金の内示があって減額になったための補正減額であります。

主な工事費の減額の内容ですが、町道改良舗装工事分の町単独分については1,515万1,000円の減額となっております。先ほど、災害復旧費のほうに沖山岡沼線道路改良工事費800万円を計上しておりますが、当初、こちらの科目のほうに計上しておりましたが、災害工事の内容のために、この科目を減額して災害復旧費のほうに組み替えしております。

そのほか、補助事業の社会資本整備総合交付金事業分についての減額分の、柳沢金矢橋舗装補修工事の減額分が3,318万4,000円、そのほか、鶴喰小平線1号橋工事の精査分と入札残分と、七百大曲線柳沢架替工事不採択分ということで、合わせて5,750万円の減額となっております。

以上です。

議長（円子徳通君）

6番。

6番（下田敏美君）

補助申請はある程度確定した上で補助申請するものと私は理解していますけれども、余りにも減額金額が大きいんですけれども、架空で申請しているんですか。

議長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

予算計上については毎年度、要望額100%を計上しております。今回の内示率は、国費相当額で39%となりましたので、来年度以降の予算計上においては内示率を考慮して計上したいと思っております。

以上です。

議長（円子徳通君）

6番。

6番（下田敏美君）

39%は余りにも見通しが誤っているんじゃないでしょうか。やっぱり情報をしっかり把握した上で、私は副町長が一番知っていると思うんですけども、残念ながら今月いっぱい終わると思うんですけども、本当は、そのまま引き続いてにアドバイスすれば一番いいんですけども、一番知っているのは副町長です。副町長に考えを少し。

議長（円子徳通君）

副町長。

副町長（保土澤正教君）

ただいまの下田議員の件につきまして、お答えしたいと思います。

県に対する補助金の交付申請、これをするに当たっては、町がどれだけの予算化をしていますかというふうなことも大事な要因でもあります。一方で、町がこれぐらい予算化、少なく予算化している場合には、それで補助金の交付申請をするということも当然あり得ます。

もちろん国の、例えば国交省であれば、その予算を見て対前年比の伸びとか、そういうふうなことを踏まえて補助金の交付申請はすることになりますが、一方で、町の要望はこれだけありますよということを県にPRする材料として、こういうふうな形を従来とってきたようでございます。ただ、私、農林の立場からいたしますと、過大な予算計上、町の議会において大きい予算計上をして、その4割程度しか予算がつかないような状況ということは、これはやっぱりちょっと何かおかしいかな、そういうふうなことは重々承知しております。

したがって、担当課のほうにもこういう予算計上の仕方については、これからちょっと改めていかないといけないね、幾ら何でも1億円持っていたものが4,000万円しかつかないようなことでは、やっぱり議会に対しても説明がなかなか難しくなるでしょう。そういうことは担当課のほうともことし、去年あたりからこういうお話を申し上げておまして、今後は、その辺については、順次少し改めていくことになろうかと思っております。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

6 番。

6 番（下田敏美君）

副町長の任期は、あと残された日数は少ないんですが、しっかり後輩たちに事務指導して
いってほしいなと思います。

去年はせっかく予算を見て、このぐらいやってもらえるんだと期待していたと思うんです
けれども、4割じゃがっかりすると思います。ですから、やっぱりしっかり情報を把握して、
今後予算編成してほしいということを申し上げて終わりにします。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長（吉田 豊君）

現在の社会資本整備費という項目なんですが、当初は補助事業を国のほうが大幅に変える
というのはありました。臨時対策債という言い方でもって、その際にはそれぞれの自治体の
財政事情、すなわち県とかそちらのほうで財政事情を把握して確認しないとその自治体には
予算はつけませんよという状況でした。

当時は六戸町と青森市が合同で何かやって、県と一部だけでした。ですから、そのときは
補助金、助成金というよりもその財政事情で対応し得る自治体に対してでしたから、こちら
の望んだ形の部分は、結構、補修等でも認めていただきました。それが緩和されたような形
の中で社会資本整備というようなことになりまして、対応するしないにかかわらず、要望を
提案してくるような形の中で各自治体が出すようになってきました。

ただ、総枠として社会資本整備の予算が国交省のほうでもかなり絞られてきておまして、
ただ、私どもとしてはあくまで提案型といいますか、要望を出していくのはありますので、
必要な工事等を上げて、先ほど担当課長から話があったように、まずそれをぶつけていくと
いう表現がいいかどうかわかりませんが、それを出してきたということでございます。ただ、
総枠が縮められてこのような状況、今、副町長を含め、説明したような状況になるというこ
とになれば、過大な期待をするということよりも確実にやれるであろうというところを、ま
たは、プラスアルファの部分の要望も若干含めながらのものに整備していくというのは、議

員ご質問のような考え方を持つべきだろうなというふうに思っております。

しかし、これは柔軟性がある、もし、向こうが認めますと、大きい橋梁とかついたりするものですから、省いておくのもどうかというのもありまして、非常につけてくれるかどうかかわからないみたいな、今までの、かつての助成をお願いしますというような、あるところで決めればつくというものでもない状況に今の時代なっているものですから、このようなちょっと金額の大きい差が出てきたりしたのかなというふうに思っております。

どちらにいたしましても、数値の額が大きく違ってくるということは、信頼という意味から言ってもどうなっているんだというふうに思われるのは当然だろうと思いますので、精査しながら今後は努めてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 平成30年度六戸町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

議 長（円子徳通君）

ここで暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

議 長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、日程第10 議案第69号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第69号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書45ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ296万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,178万3,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算は、人件費の精査及び国民健康保険事業費納付金の確定により増額するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

5 款県支出金、1 項県補助金に、特別調整交付金として27万円を増額計上。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金に、人件費等の一般会計繰入金として9万円を増額計上。

同じく2 項基金繰入金に国民健康保険事業基金繰入金として260万6,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4 ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費は、人件費の精査及び国保業務報告システム改修業務委託料の計上により36万円を増額計上いたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分は、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせ、項の計で407万2,000円を増額計上。

5 ページになります。

同じく2 項後期高齢者支援金等分は、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせ、項の計で34万8,000円減額計上。

同じく3 項介護納付金分は、111万8,000円減額計上いたしました。

以上で議案第69号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号 平成30年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第70号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第70号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

議案書47ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,709万9,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金に、1目一般会計繰入金として97万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1 款事業費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、各種施設管理等の委託料額の確定及び馬淵川流域下水道維持管理費負担金の変更等により、目の計で97万9,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第70号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号 平成30年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第71号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第71号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書49ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,724万円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金に、1目一般会計繰入金として33万1,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、各種施設管理等の委託料額の確定及び農業集落排水施設機能強化対策事業費を調整するための組み替えにより、目の計で33万1,000円を減額計上いたしました。

以上で議案第71号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

1番。

1番（長根一男君）

農業集落排水施設機能強化について伺います。

排水機能強化等について、少し説明をしてもらいたいと思います。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

この農業集落排水施設機能強化対策事業についてですが、これは、今年度の事業においては、七百地区と岡沼地区の農業集落排水の老朽化した処理施設の配電盤等の機器を新しく更新する、改修する事業であります。

今回、執行を委託料、工事請負費、入札をしたところ、委託料のほうの減額が確定しましたので、その委託料の減額分を工事請負費に増額して事業を行うものであります。

以上です。

議 長（円子徳通君）

1 番。

1 番（長根一男君）

なぜこういう質問をしたかといいますと、排水強化事業を行うことによってにおいの対策もなくなるのかなと思って今質問しましたけれども、なかなか最初、岡沼集落の排水設備ですけれども、最初は全然におわなかったんですけども、このごろにおいのほうがちょっと強くなったのかなとありましたので、排水強化事業を行うことによって、このにおいが解消されるのかなと思って質問いたしましたけれども、強化事業によって配電盤だけだと、いわゆる機能強化、においのほうはなくなるのかなと思いますが、今後、においの対策のほうも検討してもらえればと思ひまして質問いたします。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

岡沼地区の農業集落排水施設については、一部機能強化の事業の中でポンプ類等の交換等

も一部入っておりますので、においの軽減の対策には直接つながらないと思いますが、におい対策については今後の維持管理において、業者ににおいが軽減するように対策を講じたいと思っております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 平成30年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第72号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

議案第72号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書51ページから52ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,374万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書の3ページをお開き願います。

今回の補正の主な内容は、介護給付費の年度内見込み額の変更による補正でございます。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に152万7,000円を減額計上いたしました。これは、死亡等の資格異動により精査したものでございます。

5款国庫支出金、2項国庫補助金、6目保険者機能強化推進交付金に1,000円を増額計上いたしました。これは、平成30年度より新たに創設された交付金で、自立支援や重度化防止等の取り組みに対し交付されるものであります。

6款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金に152万7,000円を増額計上いたしました。これは、昨年度の精算の交付金になります。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金に73万2,000円を増額計上いたしました。これは、人件費分についての繰り入れになります。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費では、目の計で69万1,000円を増額計上いたしました。これは、臨時職員1名の増員及び人件費の精査によるものであります。

5ページの上段となります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、項の計で171万3,000円を減額計上し、

下段になります、同じく 2 項介護予防サービス等諸費では、項の計で77万3,000円を増額計上し、6 ページをお開きください。

同じく 4 項高額介護サービス等費では、項の計で230万8,000円を増額計上し、同じく 6 項特定入所者介護サービス等費では、項の計で173万5,000円を減額計上しました。

これらの保険給付費については、各サービス給付費において、本年4月から9月までの実績をもとに年度内の見込み額を見直したことにより補正するものでございます。

次に、下段の 5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費では、項の計で30万8,000円を増額計上し、7 ページになります、同じく 3 項包括的支援事業・任意事業費では、項の計で6 万円を増額計上しました。

この地域支援事業費の増額については、サービス費の見込み額を精査したほか、嘱託職員の人件費を精査したことにより補正するものでございます。

以上で議案第72号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (円子徳通君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号 平成30年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第73号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議案といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

議案第73号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書53ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,092万8,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書に基づきご説明いたします。

事項別明細書3ページをごらんください。

今回の補正予算は、人件費の精査及び広域連合負担金の精査により減額するものであります。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、事務費分と広域連合共通経費分を合わせ26万7,000円減額計上いたしました。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、保険料還付金を32万7,000円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費は、人件費及び事務費の精査により 3 万7,000円減額計上。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金は、県後期高齢者医療広域連合負担金を23万
円減額計上。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、保険料還付金を32万7,000円減額計上いた
しました。

以上で議案第73号の説明を終わります。

議 長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 平成30年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第74号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

事務長。

診療所事務長（吉田史明君）

議案第74号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書55ページをお開き願います。

六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳出予算を調整したものであります。

歳出予算の補正の款項の区分と金額は、第1表歳出予算補正のとおりであります。

事項別明細書2ページをお開き願います。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費につきましては、78万3,000円を増額計上いたしました。

主な内容は、給料と職員手当等を精査による調整。

11節需用費は、燃料費を増額。

13節委託料は、事業費確定による減額であります。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費につきましては、78万3,000円を減額計上いたしました。これは、13節委託料の事業費確定による減額であります。

以上で議案第74号の説明を終わります。

議長（円子徳通君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 平成30年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（円子徳通君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (円子徳通君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (円子徳通君)

お座りください。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、
適任とすることに決定いたしました。

議 長 (円子徳通君)

以上で、本定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第5回六戸町議会定例会を閉会いたします。

閉会 (午前11時24分)